



～施策の方針～

- 文化財愛護意識の高揚を図るため、各種学習会や講演会等を開催します。
- 文化財の防災・防犯のため、管理体制を強化します。
- 文化財の愛護活動に取り組む団体等を支援し、郷土の歴史や文化を大切にする心を育みます。

現状と課題

●文化財の公開・活用の推進

文化財に対する理解と愛護意識の高揚のため、講演会等を開催していますが、さらに多様な講座の開催と文化財修復現場の公開など「生きた文化財」の活用が課題となっています。

●防災・防犯体制の強化

木造建造物や仏像などは、火災や盗難が危惧されます。これらの文化財を末永く伝えていくため、防火・防犯施設の整備支援とともに日常的管理の徹底が必要となっています。

●文化財愛護活動の支援

市内には郷土の歴史や文化の保存活動に取り組む団体や、文化財の清掃・伝統文化の継承活動を行っている「宇佐の文化財を守る会」「文化財愛護少年団」等があります。近年は、会員の減少や愛護少年団の指導者の育成が課題となっており、これらの団体の活動を支援することで、文化財を大切にする心の育成に努めなければなりません。



宇佐学講座



文化財防火デー*1（宇佐神宮）

*1 昭和24年1月26日に法隆寺金堂が焼失したことに基づき、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定めて、全国的に文化財愛護意識の高揚を図った活動を実施している。



重点取組

- (1) 文化財の公開・活用の推進
- ・市民団体などと連携した宇佐学講座の開催
 - ・発掘調査の現地説明会や修復現場公開など文化財の公開活用を実施
- (2) 文化財防火・防犯体制の強化
- ・防火設備の保守点検の助成と日常管理の徹底
 - ・文化財防火デーの実施
- (3) 文化財愛護活動の支援
- ・文化財愛護少年団の育成
 - ・文化財愛護団体等の活動支援

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現状	指標
		平成30年度	令和6年度
(1) 文化財の公開・活用の推進			
宇佐学講座	宇佐市の歴史等に関する学習会や講演会を年6回実施する	受講者 280人/年	受講者 350人/年
文化財公開活用	文化財修復工事現場の公開等を行い、文化財に対する理解を深める	実施	継続
(2) 文化財防火・防犯体制の強化			
防火設備の保守点検の助成	国宝及び重要文化財建造物等の防火施設の保守点検等、管理にかかる費用の助成	3件実施	継続
文化財防火デーの開催	文化財防火デーにあわせて防火訓練の実施と防火設備の点検を実施	訓練1ヶ所 点検6ヶ所	継続
(3) 文化財愛護活動の支援			
文化財愛護少年団の育成	宇佐・和間地区文化財愛護少年団の活動を支援	2団体を支援	継続
文化財愛護団体等の活動支援	宇佐の文化財を守る会や国東半島・宇佐の文化を守る会、史跡の管理を行っている団体の活動を支援する	12団体を支援	15団体

ひとこと

【全国鏝絵サミット in 宇佐】

大分県には、江戸時代の終わりに漆喰壁に鏝こてを使って絵画を描く「鏝絵」の技術が伝わりました。安心院町には、鏝絵が69点と濃密に分布することが知られており、2020年には「宇佐の鏝絵」を全国に向けて発信する「全国鏝絵サミット in 宇佐」が開催されます。



第4章

計画の推進にあたって



1 市長事務部局との連携・協力

平成 27 年 4 月から、教育委員会制度が約 60 年ぶりに大きく見直されることになりました。新制度の下では、「市長は、総合教育会議を設置し、教育の振興に関する施策の大綱を策定する」とあります。宇佐市教育委員会では、平成 24 年度から、市長と教育委員との意見交換会を行い、連携を図ってきたところであり、この「宇佐市教育振興基本計画」についても市長事務部局との十分な連携・協力のもと策定を行っています。

2 新たに検討が必要となる事項への対応

宇佐市教育振興基本計画の計画期間においては、社会の急速な動きや教育を取り巻く状況の変化などに応じて、新たに検討が必要な課題が発生することが予想されます。

また、宇佐市の教育に影響を与える国、県などの動きについても注視していく必要があります。

これらを踏まえ、計画内容の適切な見直しや新たな方策の検討などを行い、必要な施策を進めていきます。

3 進捗管理

(1) 所管課等は、この計画の平成 31 年度の指標を目標に、毎年策定する「次年度の教育委員会の基本方針、重点目標、事業計画」に基づき年次計画（PLAN）を立て「具体的な施策」について実施（DO）してまいります。

(2) 前年度の「具体的な施策」の進捗状況及び今後の取組内容について「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書」（CHECK）を策定し「宇佐市教育委員会事務点検評価委員会」に報告し、助言・提言を受け、今後の取組に反映（ACTION）させます。

(3) 宇佐市教育振興基本計画の計画推進期間の途中においても、重要事項が発生した場合については、教育委員会で審議の上、総合教育会議で決定後追加します。「宇佐市教育振興基本計画」を基本としながら、必要に応じて事業の見直しなどを行い、教育予算の充実に努め、「3つのビジョン」と「10の取組の方向」、その取組の方向に基づいた「30の重点施策」の実現を図ります。

資料編



我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 - 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

- 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

- 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 宇佐市教育振興基本計画検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇佐市教育振興基本計画の策定に関する事項について検討するため、宇佐市教育振興基本計画検討会（以下「検討会」という。）を開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討会において検討する事項は、宇佐市教育振興基本計画の策定に関する事項とする。

(構成)

第3条 検討会は、8人以内で構成し、次に掲げる者の中から教育委員会が依頼するものとする。

- (1) 教育長
- (2) 文教福祉常任委員長
- (3) 事務点検評価委員
- (4) 校長会代表
- (5) 教頭会代表
- (6) 社会教育委員長
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 教育委員会が必要と認めた者

2 前項の場合において、依頼した者がその職を離れた場合であっても、開催期間が終了するまでは継続して依頼するものとする。

(運営)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、構成員の互選とする。

- 2 会長は、検討会を招集し、主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、は説明を求めることができる。

(開催期間)

第5条 検討会の開催期間は、宇佐市教育振興基本計画の策定が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、教育総務課教育総務係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

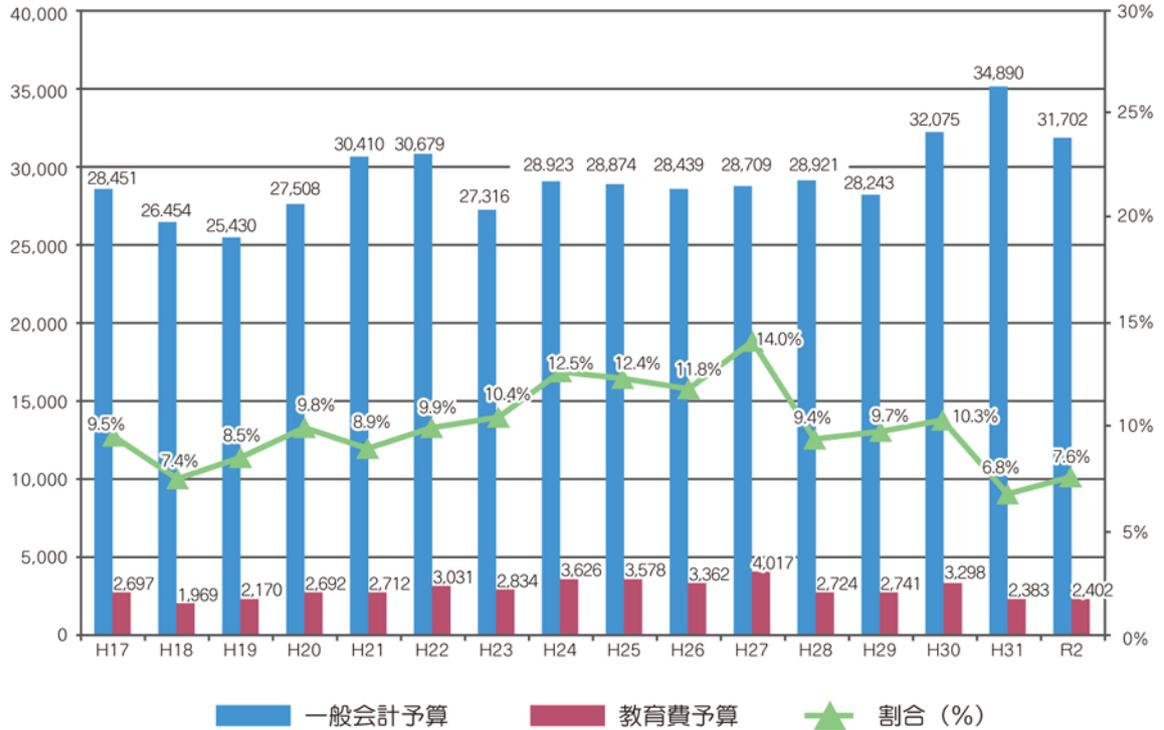
3 宇佐市教育振興基本計画検討会委員

No.	役職名	氏名
1	宇佐市教育委員会教育長	竹内新
2	宇佐市議会文教福祉常任委員会委員長	和気伸哉
3	事務点検評価委員	江藤千秋
4	校長会代表	時枝篤
5	社会教育委員長	御堂了圓
6	大分大学教育学部特任教授	山崎清男
7	宇佐市PTA連合会代表	松本布城美

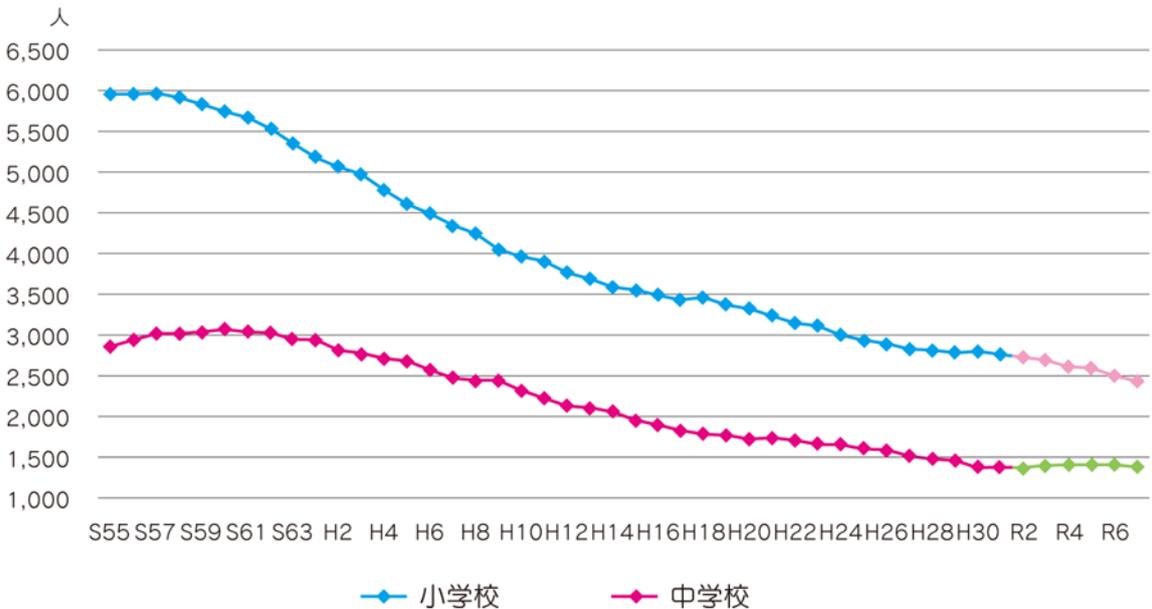
5 関連データ

●宇佐市一般会計予算と教育費予算の推移

(単位：百万円)

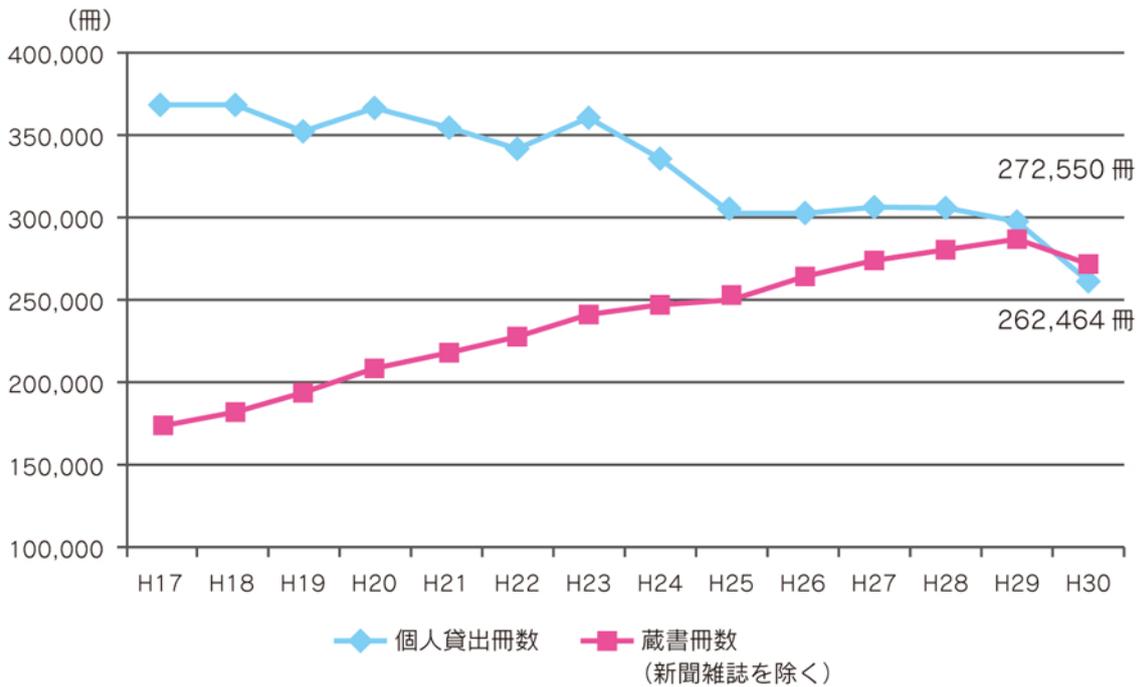


●児童生徒数推移 (S55～R7)



*R2～R7年度は推計

●宇佐市民図書館貸出冊数の推移



●宇佐市内指定・登録文化財数

H31.3.31現在

種類	種別	市指定	市登録	市選定	県指定	県選択	県選定	国指定	国登録	国選択	計	
有形文化財	建造物	47	5		21			3	23		99	
	美術工芸	絵画	5			1			1			7
		彫刻	37	1		12			8			58
		工芸品	15	2		19			3			39
		書籍・典籍・文書	33			10			1			44
		考古資料	3			11			1			15
		歴史資料	11			5			2			18
無形文化財	芸能・工芸技術				0						0	
史跡・名勝 天然記念物	史跡	37	3		17			5			62	
	名勝							1			1	
	天然記念物	9			3			3			15	
民俗文化財	有形文化財	9			2						11	
	無形文化財	3		3	1	3		1		1	12	
文化財の保存技術							1				1	
計		209	11	3	102	3	1	29	23	1	382	

幼稚園の概況

5月1日現在（単位：園、学級、人）

年次	区分	園数	学級数	総数	園児数		
					3歳	4歳	5歳
令和元年 (再掲)		5	19	317	94	112	111
	ことぶき幼稚園 私立		7	126	37	49	40
	なぎさ幼稚園 "		7	139	43	46	50
	むつみ幼稚園 "		3	46	14	15	17
	四日市幼稚園 公立		2	6	0	2	4
	長洲幼稚園 "		休園	-	0	0	0

資料：学校基本調査

小学校の概況

5月1日現在（単位：校、学級、人）

年次	区分	学校数	学級数	特別支援	複式	総数	児童数					
							1年	2年	3年	4年	5年	6年
令和元年		27	181	27	16	2,763	445	466	454	473	469	456
	旧宇佐市		144	23	8	2,401	394	414	396	418	397	382
	天津小学校		7	1	-	75	9	21	11	13	14	7
	長峰小学校		6	1	1	56	5	7	8	19	12	5
	横山小学校		4	-	2	25	2	8	3	3	4	5
	糸口小学校		7	1	-	74	10	16	11	14	10	13
	高家小学校		8	2	-	90	15	13	18	17	10	17
	八幡小学校		7	1	-	111	19	21	23	15	15	18
	四日市北小学校		16	4	-	316	58	54	51	58	51	44
	四日市南小学校		12	1	-	264	49	46	39	41	43	46
	柳ヶ浦小学校		10	3	-	220	33	39	39	34	35	40
	長洲小学校		9	3	-	186	28	24	35	33	30	36
	和間小学校		7	1	-	84	16	13	16	13	12	14
	封戸小学校		4	-	2	17	1	1	3	3	1	8
	北馬城小学校		6	1	1	65	10	10	6	18	6	15
	宇佐小学校		8	2	-	103	10	23	13	19	15	23
	西馬城小学校		4	-	2	27	5	2	2	4	8	6
	駅館小学校		15	1	-	372	62	62	76	58	80	34
	豊川小学校		14	1	-	316	62	54	42	56	51	51
	旧安心院町		19	1	6	210	36	29	29	35	39	42
	深見小学校		4	-	2	34	8	5	6	5	6	4
	" 福貴野分校		(休校)		0	-	-	-	-	-	-	-
	安心院小学校		7	1	-	117	18	9	18	19	27	26
	津房小学校		4	-	2	26	4	9	1	6	2	4
	佐田小学校		4	-	2	33	6	6	4	5	4	8
	旧院内町		18	3	2	152	15	23	29	20	33	32
	南院内小学校		3	-	2	14	0	1	1	4	2	6
	" 羽馬礼分校		(休校)		0	-	-	-	-	-	-	-
	院内中部小学校		7	1	-	54	7	10	11	4	14	8
	" 上院内分校		(休校)		0	-	-	-	-	-	-	-
	院内北部小学校		8	2	-	84	8	12	17	12	17	18

資料：学校基本調査

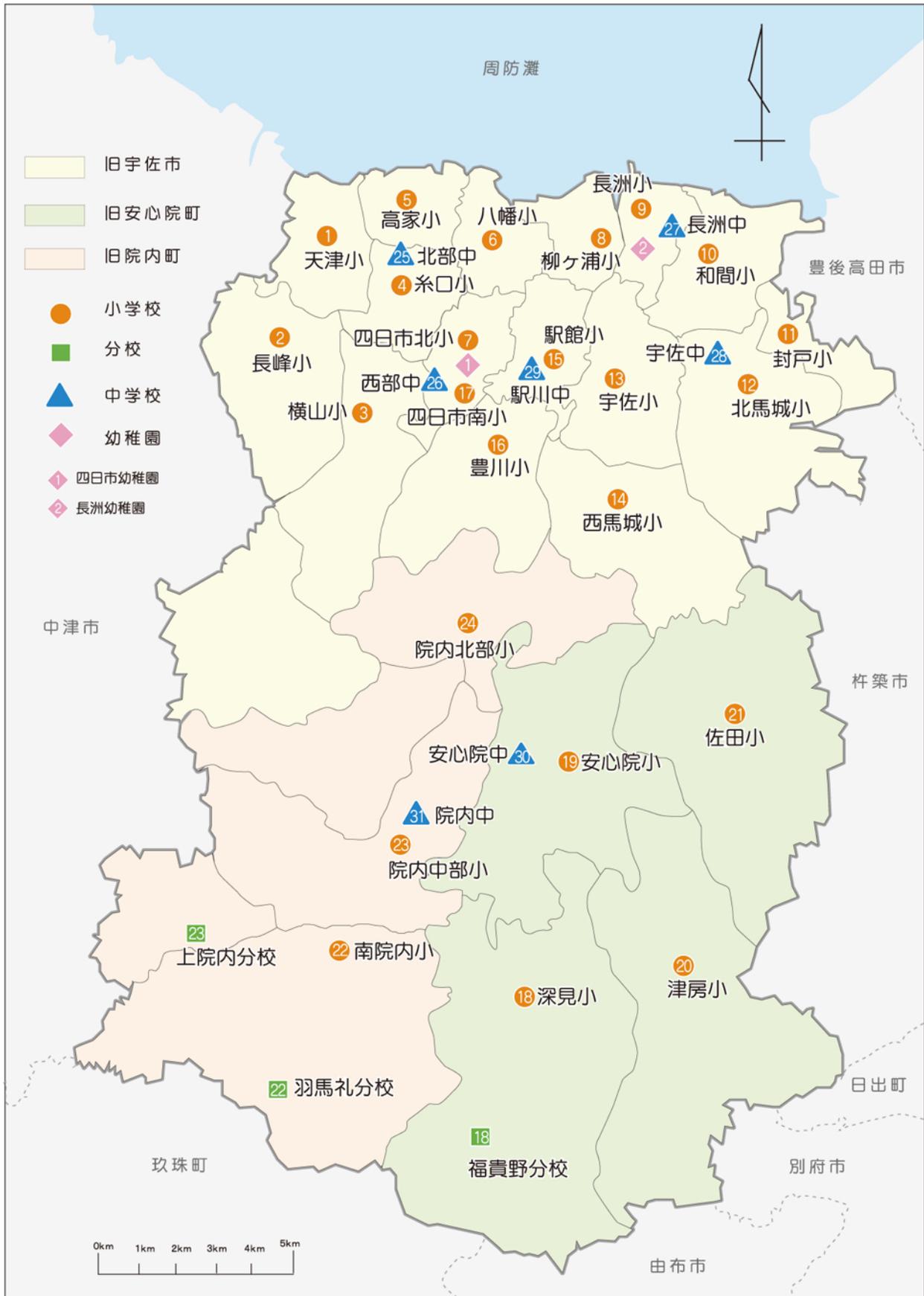
中学校の概況

5月1日現在（単位：校、学級、人）

年次	区分	学校数	学級数	特別支援	総数	生徒数		
						1年	2年	3年
令和元年 (再掲)		7	55	10	1,371	459	438	474
	北部中学校		8	2	177	59	62	56
	西部中学校		12	2	318	112	96	110
	長洲中学校		10	2	250	75	79	96
	宇佐中学校		4	-	119	35	36	48
	駅川中学校		11	1	322	115	106	101
	院内中学校		5	2	75	28	28	19
	安心院中学校		5	1	110	35	31	44

資料：学校基本調査

6 宇佐市立幼・小・中学校配置図



注：この地図は、位置関係を表したもので、実際とは異なります。

平成 26 年 4 月 1 日現在

7 意見募集の結果

公表した計画素案の内容について、市民の皆様からの意見募集を行いました。

(1) 概要

ア 募集期間 令和2年1月17日（金）～令和2年1月31日（金）

イ 閲覧場所 宇佐市教育委員会、院内支所、安心院支所、四日市出張所、
長洲出張所、宇佐市民図書館、市ホームページ

(2) 募集の結果

市民の皆様から、5件の意見が寄せられました。

（内、総合計画の教育部門に2件、意見が寄せられました。）

施策体系		件数
重点施策4	学校施設・設備の充実	1
重点施策5	教育内容の充実	1
重点施策7	地域に開かれた学校づくり	1
合計		3

(3) 市民意見への対応状況

お寄せいただいたご意見を反映し、「地域に開かれた」学校づくりの文言を「地域とともにある」学校づくりに修正しました。

なお、質問については概要として記載させていただいております。

(市民意見に基づく修正等)

項目	頂いたご意見（概要） 考え方・対応	
重点施策4 学校施設 設備の充実	頂いたご意見	小学校のプールを改善してほしい。現在、周りのフェンスも含め老朽化している。昨年の夏休みのプール開放の際、ポンプが機能せず、水が溜まらないことがあった。夏の授業で使用するプールなので、早急に改善をお願いしたい。
	考え方・対応	教育環境の質的な向上を図るため、プール施設の老朽化による不具合箇所の修繕にも迅速に対応することを記載し、令和2年度に学校施設長寿命化計画を策定し、具体的な整備計画をたてることにしています。
重点施策5 教育内容の充実	頂いたご意見	不登校の子どもが安心して学べ過ごせる学校以外の場所が必要と思う。
	考え方・対応	いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめの積極的な認知と解決に向けて、継続的に支援することが重要だと捉えています。また、不登校児童生徒やその保護者について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談や、宇佐市教育支援センター等関係機関と学校をつなぐ取り組みの中で、社会的自立や学校復帰の支援を継続します。
重点施策7 地域に開かれた 学校づくり	頂いたご意見	コミュニティ・スクールも始まり、地域の方が、より密に学校に関わるようになると思う。学校からの一方通行でない関係性を示した方がよいのでは。
	考え方・対応	新しい制度のコミュニティスクールも始まったことで、ご意見を反映し、「地域に開かれた」学校づくりという文言を「地域とともにある」学校づくりへと変更しました。
重点施策5 教育内容の充実 （総合計画分）	頂いたご意見	水泳の選手にならなくても、溺れないように、泳げるようになる子供を育てる具体的施策は？ 各学校にプールがあり泳ぐ環境はあるとの考えがあれば、それは水遊びです。 勝つ為のスポーツに力を入れ過ぎている傾向が見受けられるため、本来のスポーツ精神をもっと考えてはどうでしょうか。
	考え方・対応	小学校では、学習指導要領に沿って、水遊び、浮く・泳ぐ運動、水泳と、水泳の素地となる指導を学年の発達段階に応じて行っています。さらに、新学習指導要領では従来のクロール、平泳ぎに加え、5、6年生では「安全確保につながる運動」が示されています。 「続けて長く泳ぐ」こととともに、「続けて長く浮く」技能を身に付けることができるよう、水泳指導を行っていきます。
重点施策29 伝統文化の 保存と継承 （総合計画分）	頂いたご意見	能楽・狂言について 能楽という日本古来の伝統文化を、絶やす事なく継続後世に伝えていく活動支援が欲しい。
	考え方・対応	伝統文化・民俗芸能の継承に尽力されている各種団体に対しての支援につきましては、財団法人や国・県など対象となる補助制度等あれば情報提供していきたいと考えています。 また、行事の広報活動支援なども行っていきたいと思っております。

* 市民の皆様からいただいたご意見の概要と本市の考え方・対応について取りまとめました。
市では、宇佐市第二次総合計画「後期基本計画」の策定にあたって、パブリックコメントを実施しております。その計画には、今回、2件の教育に関する内容が含まれており「宇佐市教育振興基本計画」とも連動していることから、総合計画のパブリックコメントで寄せられたご意見も参考とさせていただきます。

11月の第3日曜日
うさ教育・家庭・読書の日



オオサンショウウオのサンちゃん

〒879-0492 宇佐市大字上田 1030-1
TEL (0978) 32-1111
FAX 33-2670
URL <http://www.city.usa.oita.jp>

宇佐市教育委員会
令和2年3月発行